

第 62 号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

1 相手方

2 事故の概要

平成 30 年 2 月 15 日に、嘔気、体熱感等にて豊後大野市民病院に救急搬送され、尿路感染症の診断により治療され軽快退院となった患者について、来院時の C T 検査画像に胆嚢壁の肥厚も認めたが、胆嚢に対する精査や診断がなされないまま退院となり、外来での通院が続いた。令和 2 年 7 月 24 日に、発熱と右側腹部痛により豊後大野市民病院を受診し、C T 検査等の精査を行った結果、胆嚢癌との診断を受け、その後の治療を続けていたが、令和 3 年 12 月に死亡した。

平成 30 年 2 月 15 日の C T 検査で胆嚢壁の肥厚を認めながら、同病変の精査が早期に行われず、適切な時期での診断から治療の開始がなされなかったことは医療過誤であり、これに係る賠償を行おうとするものである。

3 損害賠償の額 12,000,000 円

令和 4 年 8 月 31 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号及び豊後大野市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 240 号）第 10 条の規定により、相手方との和解に係る損害賠償の額を定めることについて議決を要するので、この案を提出するものである。